

地産地消用保冷施設 利用の説明会

～市内消費用農産物の保管～



令和7年12月17日
宮古島市産業振興課

[目次]

- 01 プレハブ冷蔵庫の設置について
- 02 1区画あたりの保管量目安
- 03 対象者・対象品目
- 04 利用料金
- 05 1区画あたりの料金パターン
- 06 契約期間について
- 07 利用開始までの流れ
- 08 利用料金の支払い方法
- 09 停電対策について
- 10 その他

[プレハブ冷蔵庫の設置について]

○設置目的

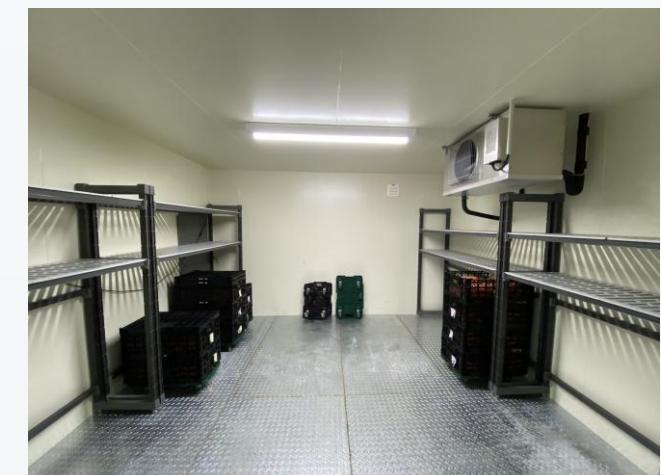
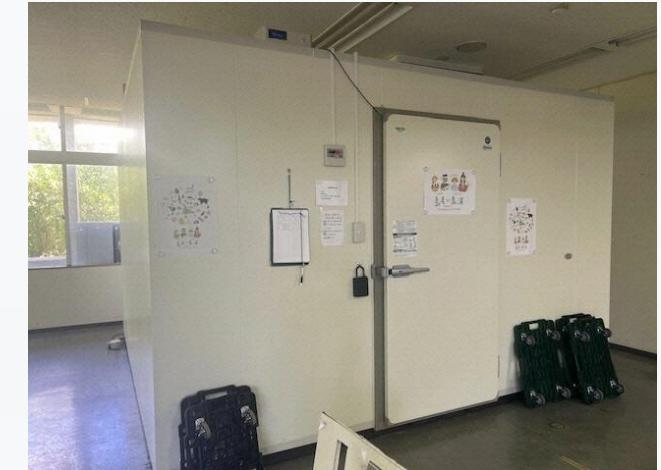
産業振興課では、市内産野菜の安定供給や提供期間の長期化を目指し、

令和5年度に宮古島市地産地消振興センター（旧上野庁舎）にプレハブ

冷蔵庫を設置し、農産物の冷蔵保管の検証を実施してきた。

結果として、じゃがいも・玉ねぎ・にんじん・キャベツ・大根に関して、ある程度の長期保管が可能であることを検証することができた。

このため、地産地消の推進に向けてプレハブ冷蔵庫を設置する。



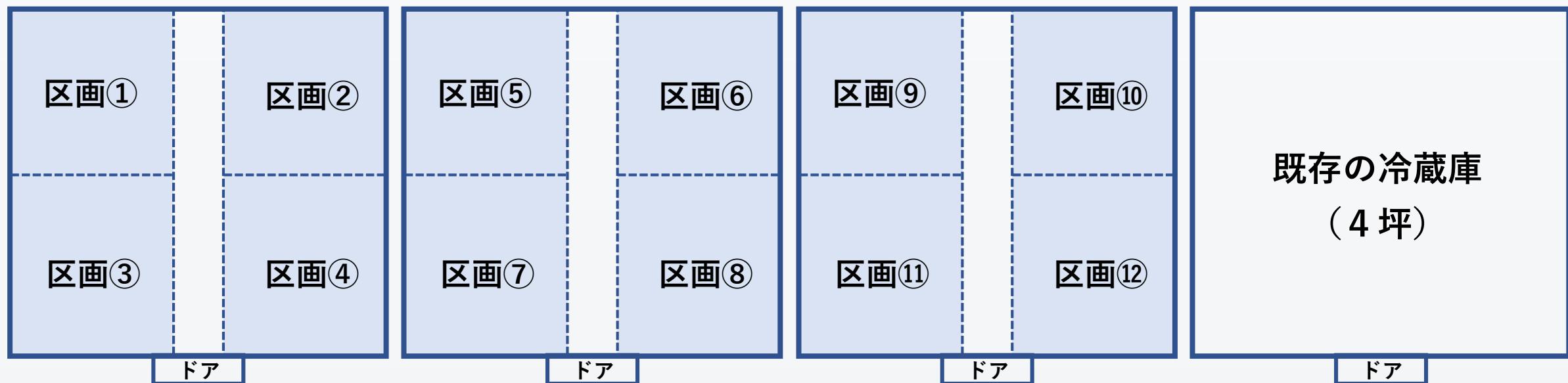
既存のプレハブ冷蔵庫

[プレハブ冷蔵庫の設置について]

既存の冷蔵庫の隣に3台増設し、1台につき4区画設け、全12区画の利用者を募集する。

➤ 3月2日（月） 利用開始予定

サイズ：4坪（外1辺約3.6m、内1边約3.4m）
内側の高さ 約2.2m
庫内温度：1~5°C（3°C設定）
湿度：70~80%



[1 区画あたりの保管量目安]

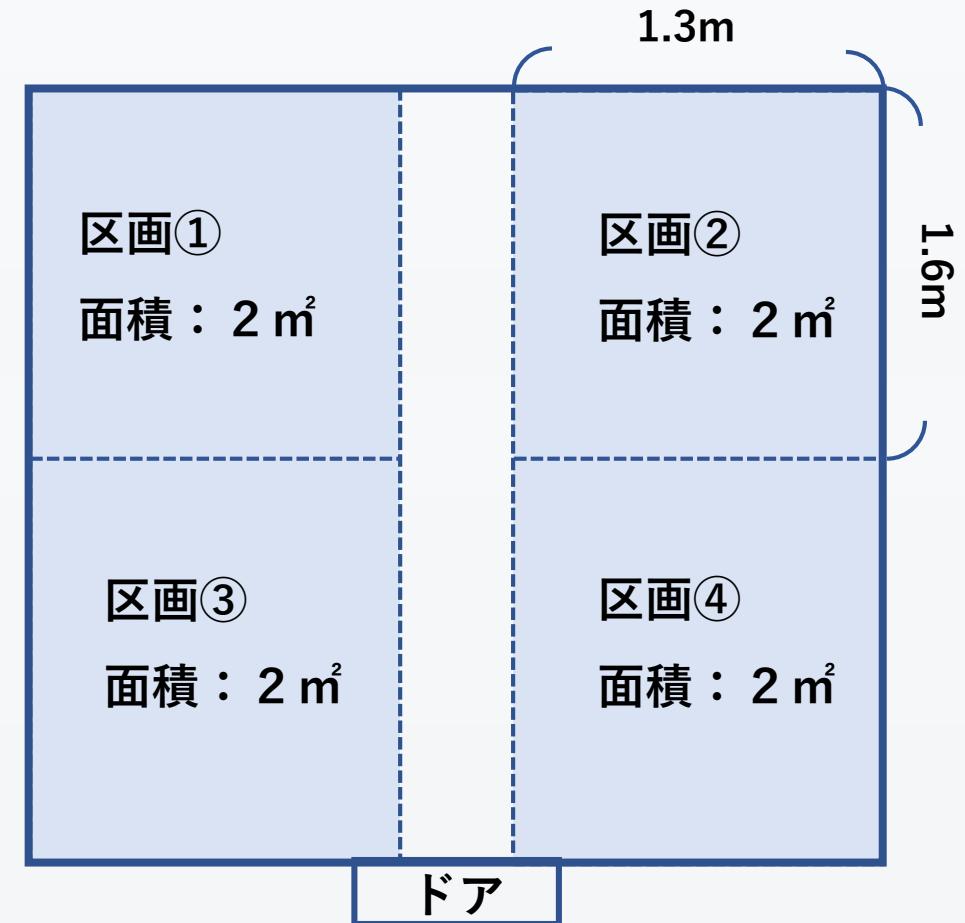
1 区画の面積 : $1.3m \times 1.6m = 2 m^2$

にんじん1箱20kgを8箱並べ6段積む場合

$$20kg \times 8 \times 6 = 960kg$$



積み上げ方の例



[対象者・対象品目]

条例より抜粋

【第3条第3項】

施設を使用することができる者は、宮古島市内の学校給食を含む地産地消を目的として農産物の生産を行う者で、宮古島市に住所を有する個人又は法人とする。

【第3条第4項】

施設に保管する農産物は、地産地消用に生産するもので、規則で定める品目(指定品目)に限る。ただし、指定品目以外の許可を受けたときは、この限りでない。

施行規則第3条

指定品目は、じゃがいも、玉ねぎ、にんじん、キャベツ、大根の5品目とする。

[利用料金]

1区画(2m²)あたりの料金 (税込み)

指定品目のみ : 月額 3,322円

指定品目以外を含む : 月額 11,770円

1 m²あたり (税抜き)

指定品目のみ 1,510円

指定品目以外を含む 5,350円

区画①

面積 : 2 m²

区画②

面積 : 2 m²

区画③

面積 : 2 m²

区画④

面積 : 2 m²

ドア

[1 区画あたりの料金パターン]

- ・ 指定品目のみ

例①) にんじん

月額 3,322円

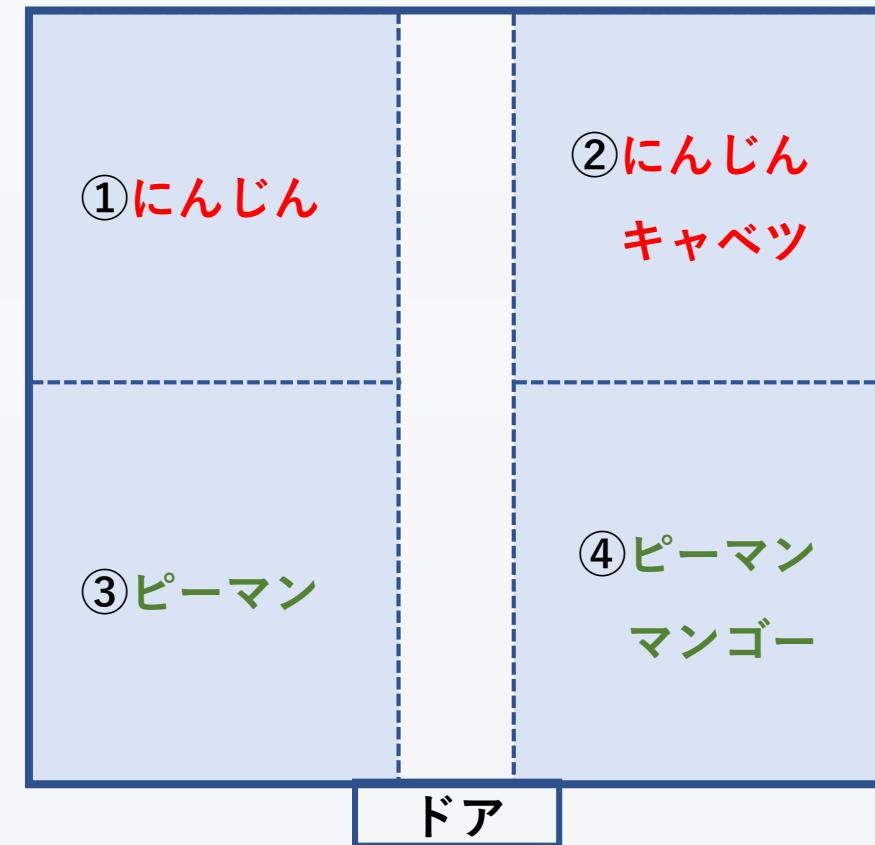
例②) にんじん+キャベツ

- ・ 指定品目以外を含む

例③) ピーマン

月額 11,770円

例④) ピーマン+マンゴー



[1 区画あたりの料金パターン]

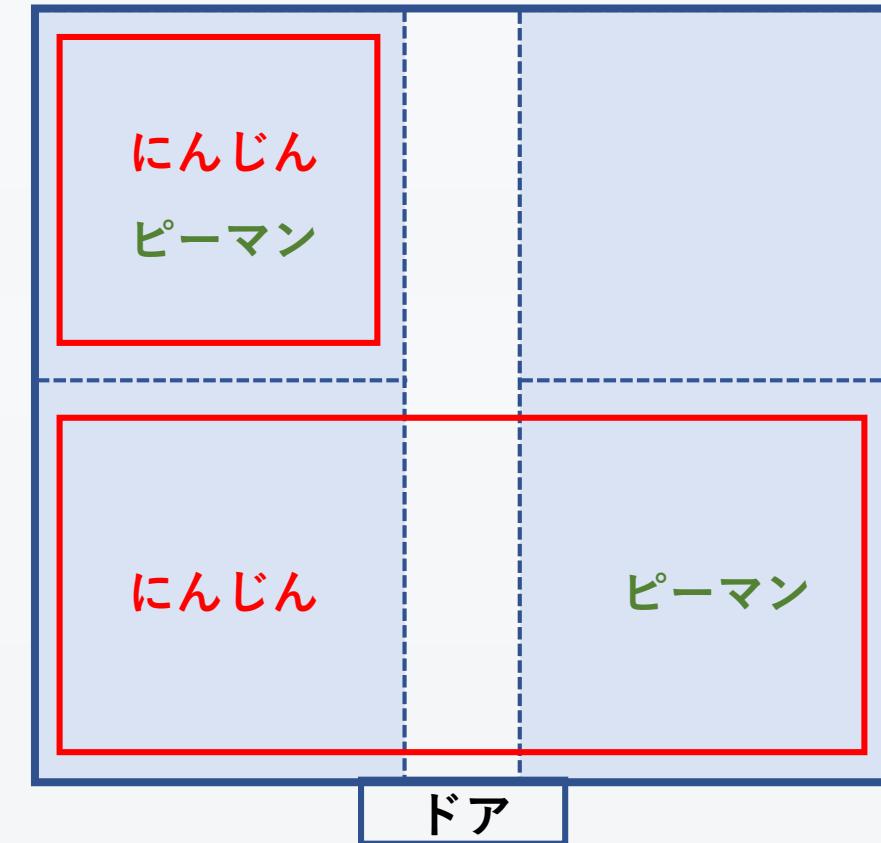
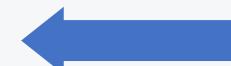
例⑤) **にんじん+ピーマン**

指定品目と指定外品目を
ひとつの区画に入れる場合

月額 11,770円

指定品目と指定外品目を
ふたつの区画にそれぞれ入れる場合

月額 3,322円+11,770円



[契約期間について]

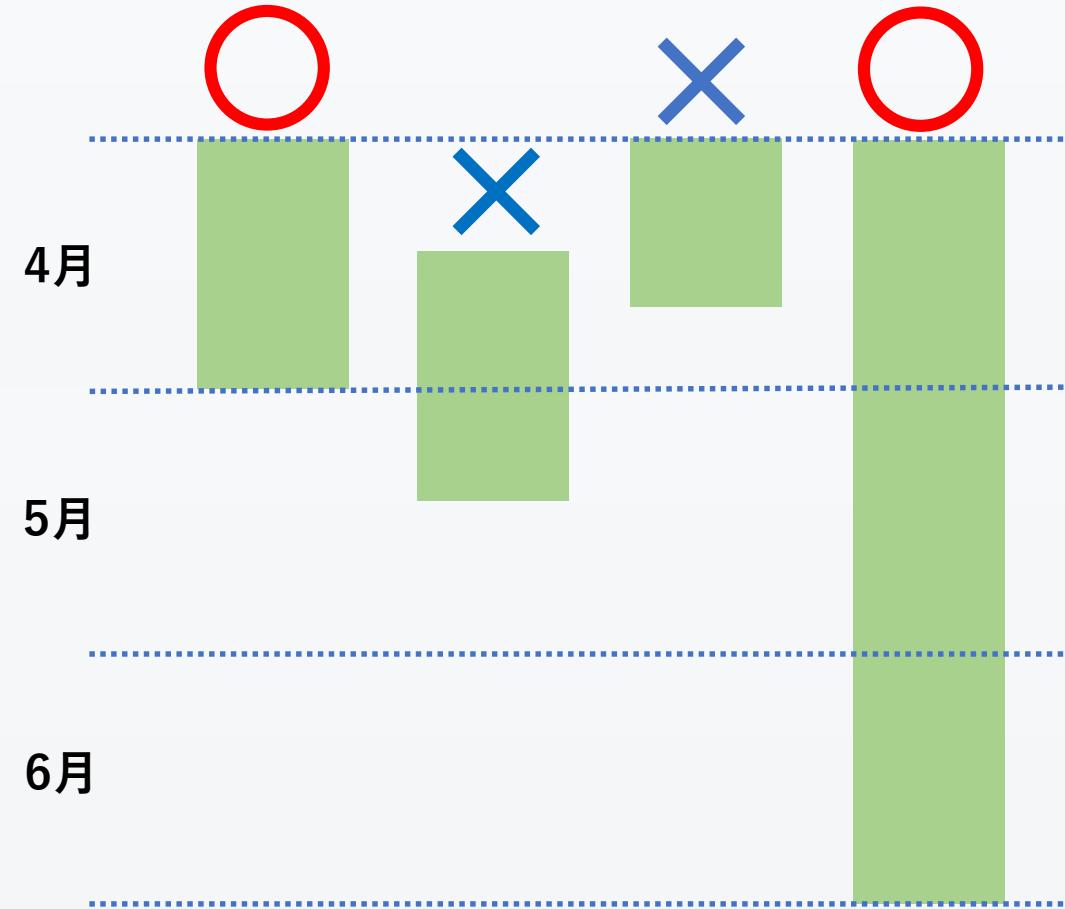
契約期間は月単位で最長 1 年

○ 4月1日～4月30日

✗ 4月10日～5月9日

✗ 4月1日～4月20日

○ 4月1日～6月30日



[契約期間について]

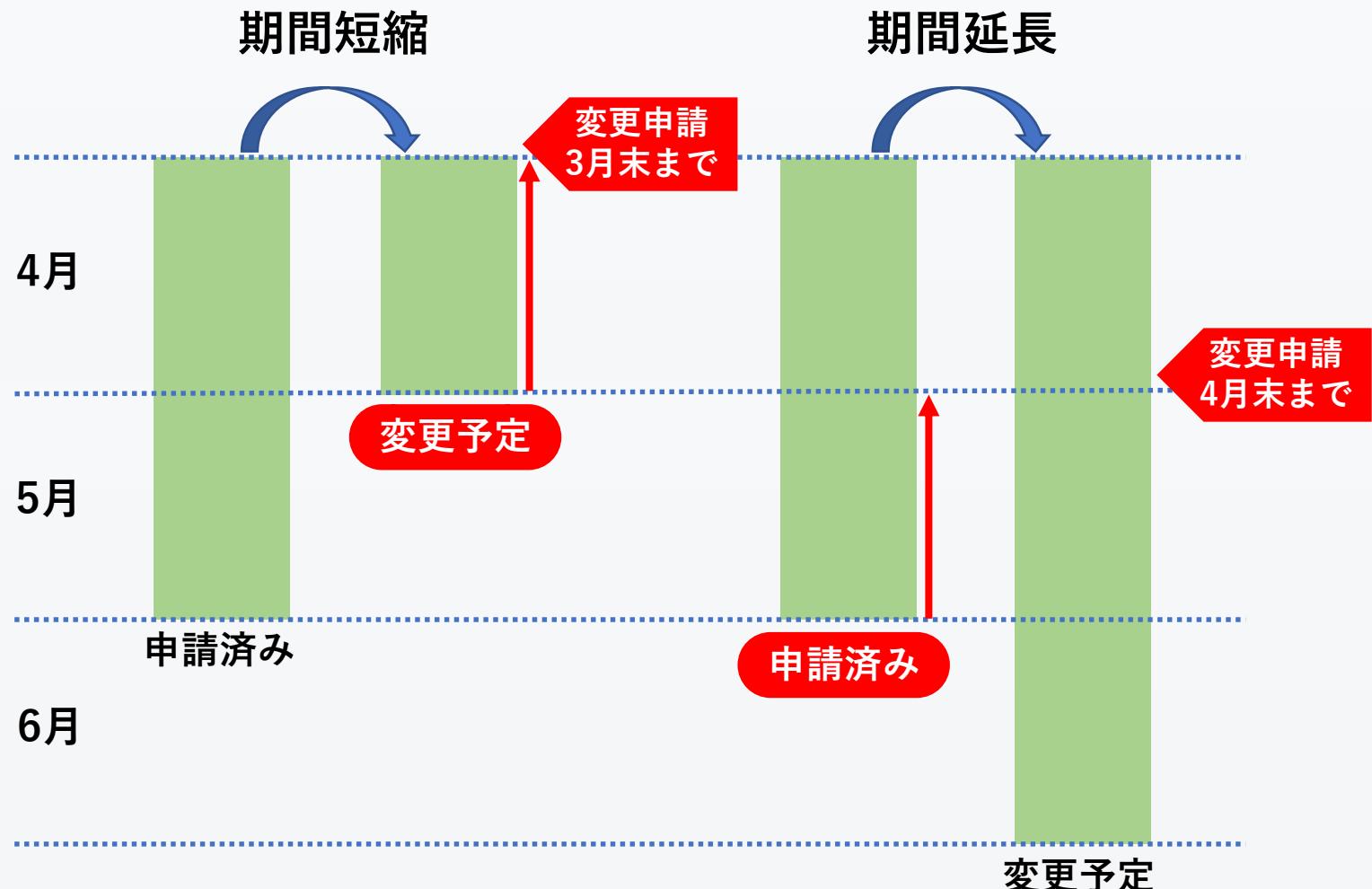
契約期間の変更方法

期間短縮の場合

変更予定の契約期間満了30日前までに
変更申請書を提出し、許可を受ける。

期間延長の場合

申請済みの契約期間満了30日前までに
変更申請書を提出し、許可を受ける。
ただし、区画に空きがある場合に限る。



[利用開始までの流れ]

令和8年3月～12月までの間に利用したい生産者を募集

12月17日～1月18日 応募期間

1月26日頃 当選通知メール受信

～利用開始 前月20日〆 申請書提出（市役所 2階 産業振興課まで）

～利用開始 前月末〆 利用料金の支払い ↓ 応募はこちらから

1日～ 利用開始

※空き区画がある場合は市HP等で随時募集をかけます



[利用開始までの流れ]

3月から利用したい方		4月から利用したい方
12月17日～1月18日	応募期間	12月17日～1月18日
1月26日頃	当選通知メール受信	1月26日頃
2月20日×	申請書提出	3月20日×
2月27日（金）×	利用料金の支払い	3月31日（火）×
3月2日（月）	利用開始	4月1日（水）

[料金の支払い方法]

- 申請書提出後に払込票をお渡しします。
- 毎月月末までに翌月分として納付してください。
※末日が金融機関の営業日でない場合は、月末
最後の営業日を納付期限とします。
(条例第4条第2項)
- 複数月まとめての支払いは可能ですが、
還付（払い戻し）はできません。

○納入金融機関

- ・沖縄銀行
- ・琉球銀行
- ・沖縄海邦銀行
- ・沖縄県農業協同組合
- ・沖縄県労働金庫
- ・市役所総合庁舎1階窓口

[停電対策]

■ 太陽光パネルを設置予定



■ 停電時、蓄電池からの送電により、
およそ72時間稼働の見込み

[その他]

- カメラの設置を予定
- 市の担当者が不定期で巡回
(許可を受けた品目以外を保管して
いないかなどをチェック)
- 台車、棚はありません。各自でご準備
ください。
- 損害について、市はその責任を負いません。
(条例第11条)

○冷蔵庫を開閉できる時間

地産地消振興センターの開館時間

平日 8：30～17：15

※休館日は利用できません

休館日：土日・国民の祝日

12月29日～1月3日

6月23日（慰霊の日）